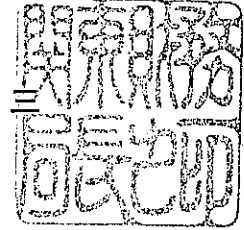


横浜市 長 殿

関東財務局長 菅野 良



旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について

平素より国有財産行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、貴市から提出された「国の制度及び予算に関する提案・要望書」（平成18年7月）において、市内米軍施設の返還と跡地利用の推進として、「米軍施設返還跡地利用指針」（18年6月）に沿った国事業の実施や国有地の無償利用等の考慮、及び土壌汚染対策・工作物等にかかる適切な処理が提案・要望されています。

原則として、返還財産の処分条件は、公園として処理する場合においては、その2/3を無償貸付、残余の1/3を時価売払することとしております。

しかしながら、当局としては、貴市において下記の要件を了解していただけるのであれば、対象財産の特殊性を踏まえ、全面積の無償貸付を行うことにより、貴市の利用計画の実現に協力してまいりたいと考えております。

本提案について、御見解を承りたく存じます。

記

1. 対象財産の表示

所在地	横浜市金沢区柴町外
区分・数量	土地 ・ 511,859.15 m <sup>2</sup> 建物 ・ 2,501.85/2,501.85 m <sup>2</sup> 工作物 ・ 一式（貯油タンク34基ほか） 立木竹 ・ 540本
旧口座名	小柴貯油施設

2. 全面積無償貸付の要件

ア 貴市の利用計画に応じた工作物の撤去及び土壌汚染の除去は、貴市において実施する。国は、貴市に対して無償貸付するものであることから、民法第596条の規定において準用する同法第551条に基づき瑕疵担保責任を一切負わない。

イ 貴市は、上記アに掲げる工作物のほか、施設内に存置する建物、機械器具及び工作物の解体・撤去にあたっては、事前に国と協議する。

ウ 本件処理は、本財産の特殊性を踏まえ特例として全面積について無償貸付するものであり、他の返還事案に影響を及ぼすものではない。

以上